

# ふじのくにに移住・就業支援事業

静岡県に移住し、  
中小企業に就職等した方に

テレワーク  
も対象!

100 最大  
万円の  
支援金を支給します!

静岡県 暮らし・環境部  
企画政策課 主任 山本 皓

# 移住希望地ランキング 4年連続1位！！

○ふるさと回帰支援センターの窓口相談者が選んだ2023年移住希望地ランキングで第1位（4年連続）

・市町担当者が直接移住相談に応じる「出張相談デスク」をふるさと回帰支援センター内で最も多く開催したことや就職相談員が常駐していることが要因

## ◆ 移住希望地ランキング

※ 2019年までは「窓口相談」と「セミナー参加者」の合計で発表

区分	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
1位	山梨	長野	長野	長野	静岡	静岡	静岡	静岡
2位	長野	山梨	静岡	広島	山梨	福岡	長野	群馬
3位	静岡	静岡	北海道	静岡	長野	山梨	栃木	栃木
4位	広島	広島	山梨	北海道	福岡	長野	山梨	長野
5位	福岡	新潟	新潟	山梨	宮城	群馬	福岡	宮城

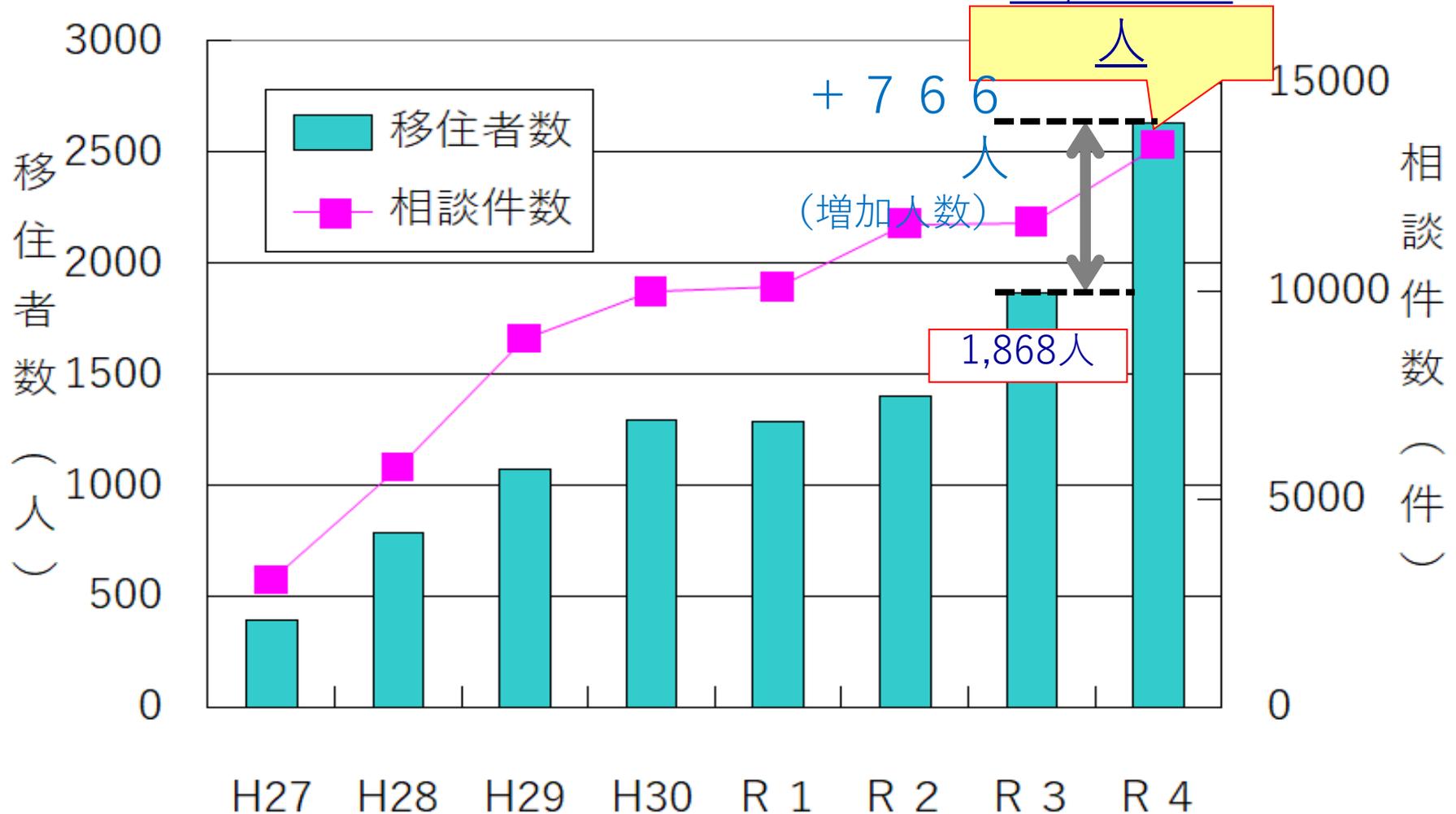
## ◆ 2023年窓口相談者年代別移住希望地ランキング

(単位:%)

	20代以下	30代	40代	50代	60代	70代以上
1位	群馬県 7.1	静岡県 6.4	群馬県 6.0	静岡県 8.0	静岡県 7.3	静岡県 8.6
2位	静岡県 5.9	長野県 6.0	静岡県 5.8	栃木県 5.7	栃木県 6.9	栃木県・千葉県 6.8
3位	宮城県 5.5	群馬県 5.8	栃木県 5.2	群馬県 5.2	長野県 5.9	- -

# 移住者数と相談件数の推移

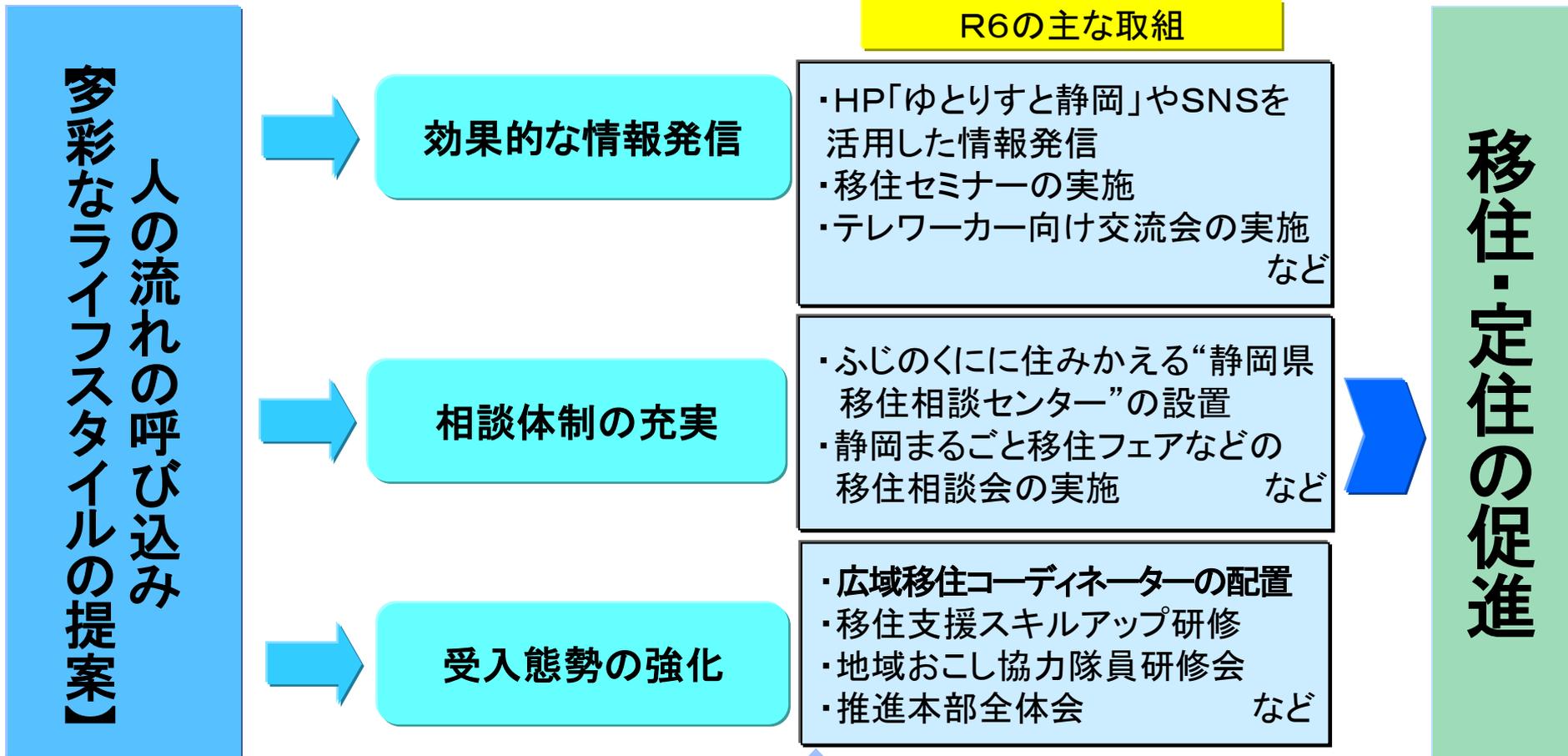
◆ 移住者数は過去最大の2,634人



※「移住者数」は、県及び市町の移住相談窓口、移住促進施策等を利用して県外から移住した人数 3

# 静岡県の移住・定住施策の推進

3つの取組の柱「情報発信」「相談体制の充実」「受入態勢の強化」で移住・定住を促進



上記事業を効果的に実施するため、国、県、市町が協力して静岡県移住・就業支援金制度を実施

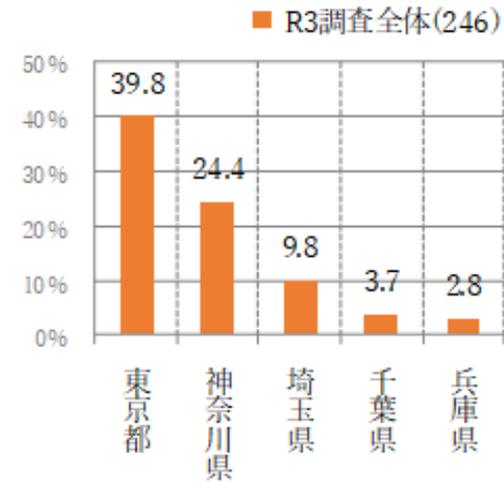
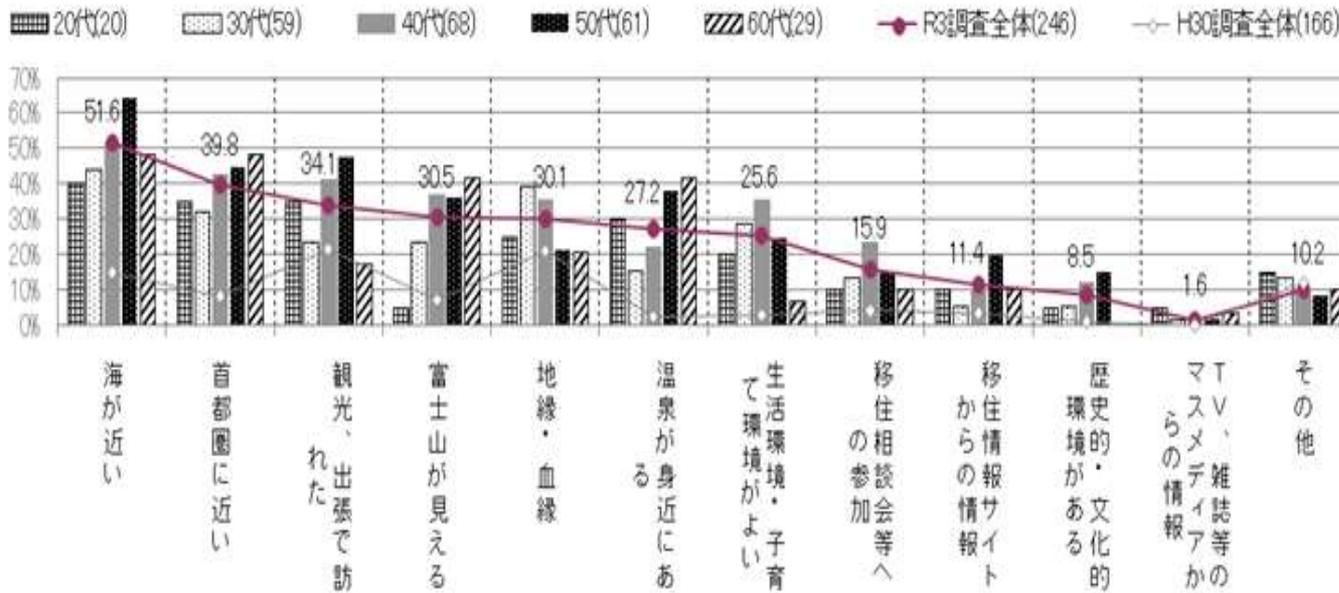
# <参考> 令和3年度静岡県への移住に関する意識調査

- ・静岡県内移住者・移住検討者(「静岡県移住相談センター」相談者・メールアドレス登録者等)1,283人を対象に、インターネット調査を実施。
- ・回収数 246サンプル(うち移住者 120サンプル)

## 【静岡県への移住に興味を持ったきっかけ(複数回答可)】

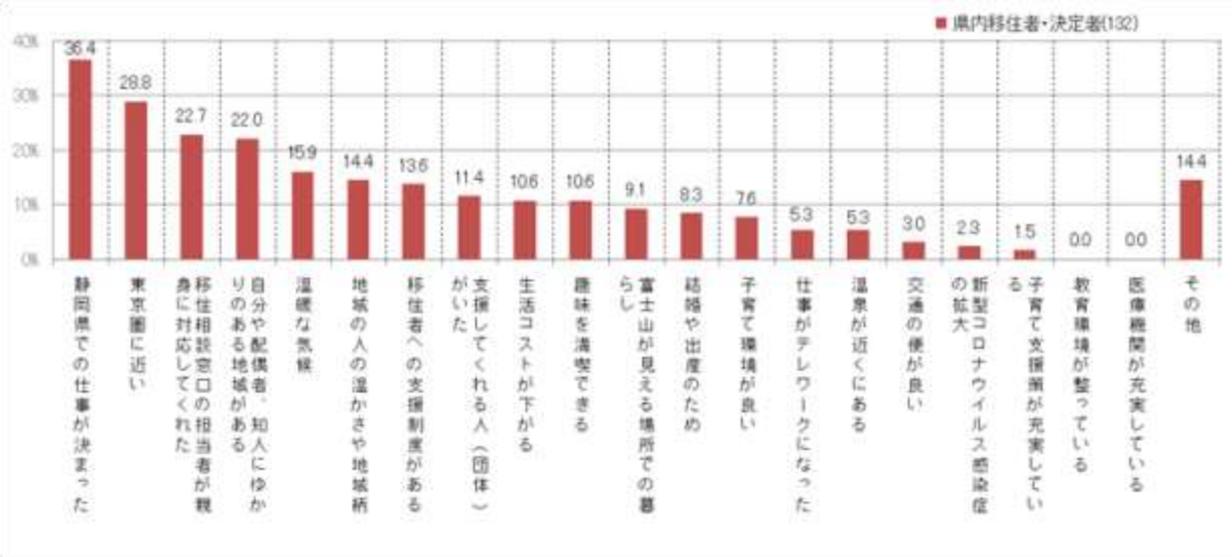
## 【移住前の居住地】

東京都、神奈川県で6割以上

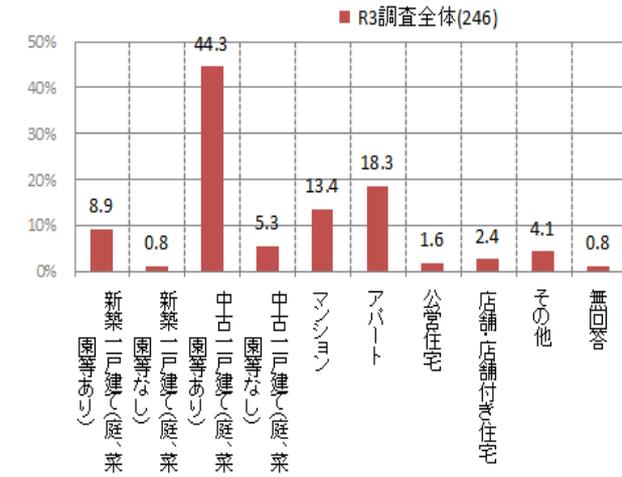


# <参考> 令和3年度静岡県への移住に関する意識調査

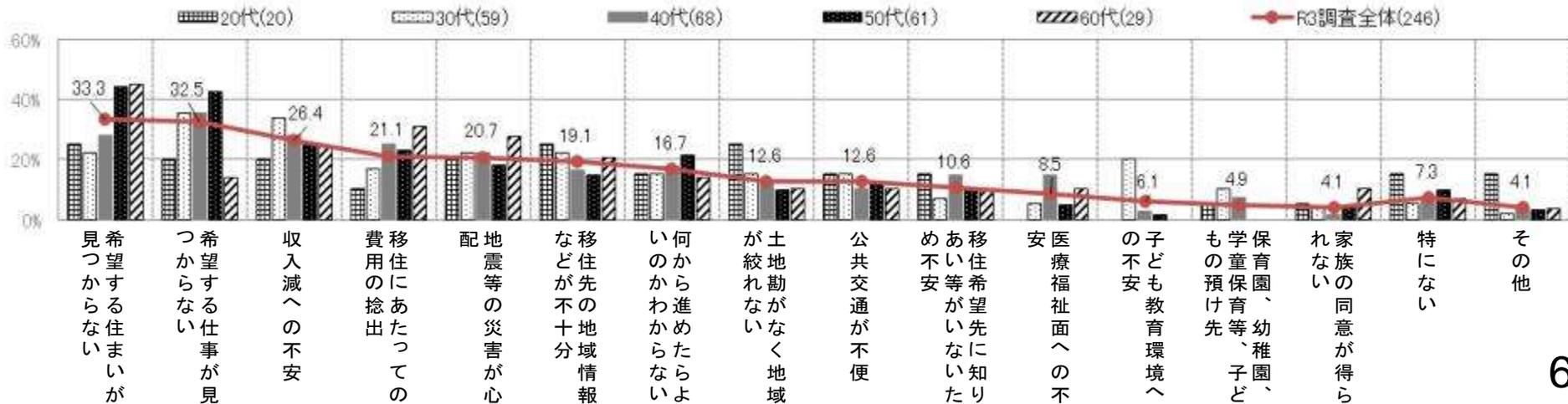
## 【移住の決め手(上位3つまで)】



## 【移住後の住居形態】



## 【静岡県への移住を検討する上での課題(上位3つまで)】



# ふじのくにに移住・就業支援事業の概要

①東京圏の一極集中の是正、②地方の担い手不足を解消するため、東京圏から地方への移住促進と地方における就業及び起業家の創出を促進する事業

## 1 移住・就業支援金制度

⇒ 東京圏から本県への移住促進

東京23区の在住者または東京23区への通勤者が、静岡県内に移住し、就業・起業等した場合に支給

〈支給額〉

世帯：100万円

単身：60万円

18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合

18歳未満一人につき100万円を加算（市町により上限あり）

静岡県は全市町が  
支援金の対象エリア



## 2 マッチング支援事業

⇒ 県内中小企業等の人材確保



- ・マッチングサイト（静岡県移住・就業支援金求人サイト）への求人掲載等により、県内の中小企業等へのマッチングを支援



# 移住・就業支援金の対象者①

※ 1～3のすべての要件に該当（3は(1)～(5)いずれかに該当）

## 1 移住前の要件

・ 次のいずれかに該当

- ① 東京23区に在住
- ② 東京圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）  
に在住し、東京23区へ通勤

10年間のうち通算  
5年以上  
かつ  
直近1年以上

※東京圏から東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業に就職した方は、通学期間も対象期間として加算可能

## 2 移住先の要件

- ・ 静岡県内に移住した方 ※移住＝住民票を移す
- ・ 申請時点で、転入後1年以内であること。 ※市町により異なる場合あり
- ・ 申請時点から5年以上、転入市町に継続して居住する意思があること。

# 移住・就業支援金の対象者②

## 3 移住後の要件（(1)~(5)いずれかに該当）

### (1) 就業の場合

- ・マッチングサイト「静岡県移住・就業支援金求人サイト」に掲載されている求人への新規就業者（週20時間以上の無期雇用契約に限る）

### (2) 専門人材の場合

- ・内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業等を利用した新規就業者

### (3) 起業の場合

- ・地方創生起業支援金の交付決定を1年以内に受けた方

### (4) テレワークの場合

- ・所属先の命令ではなく、自己の意思で移住し、移住前の仕事を移住先でも引き続き行う方

### (5) 関係人口の場合

- ・移住前に地域と深い関わりがあったと、移住先の市町が認めた方（各市町が設定している「本事業における関係人口」の要件に該当する方）

# 静岡県移住・就業支援金の実績

**支給件数は年々増え、利用実績は全国トップ！！**



区分	合計	就業 (一般)	就業 (専門人材)	起業	テレワーク	関係人口
		令和元年度	<b><u>6件</u></b>	4件	－	2件
令和2年度	<b><u>25件</u></b>	20件	－	5件	－	－
令和3年度	<b><u>115件</u></b>	15件	1件	3件	83件	13件
令和4年度	<b><u>271件</u></b>	16件	2件	3件	220件	30件
令和5年度 (見込み)	<b><u>376件</u></b>	25件	2件	5件	310件	34件

# マッチング支援事業

## 移住・就業支援金の対象となる法人の主な要件

- 官公庁等※1でないこと
- 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業※2ではないこと
- みなし大企業でないこと※2
- 本店所在地が静岡県内にある法人または、本店所在地が静岡県外で勤務地を静岡県内に限定する社員を募集する法人であること
- 雇用保険の適用事業主（雇用保険の適用対象となった場合には必ず雇用保険の加入手続を行うことを誓約した雇用保険の適用除外事業所の事業主を含む）であること

※1 第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く

※2 資本金概ね50億円未満の法人で、地域経済構造の情勢等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別判断が必要な場合であって、市町の推薦に基づき、知事が必要と認めた法人は除く

## 移住・就業支援金の対象法人登録までの 3ステップ♪

簡単・無料です！

①しずおか就職  
netに法人登録

②市町へ  
申請書提出

③求人情報を掲載

求人情報は民間求人サイト  
へ自動でデータ連携!!!



# 移住・就業支援金対象法人への登録促進

支援金制度対象**法人**の  
登録件数（R6.2月末現在）

**1,218社**

支援金対象求人への**応募者数**  
（R5.9月※以降の月当たりの平均）

**131件/月**

支援金制度対象**求人**の  
登録件数（R6.2月末現在）

**1,331件**

※R5.9月に求人サイトを再構築し、  
応募者数の把握が可能となったもの。

**県内中小企業等へのPRについて、引き続き御協力  
よろしく申し上げます。**

移住・就業支援金対象法人への  
登録はコチラから ⇒

<https://www.shizuoka-job.jp/>



静岡県暮らし・環境部企画政策課  
054-221-2540（制度全般）  
iju@pref.shizuoka.lg.jp

静岡県経済産業部労働雇用政策課  
054-221-2825（マッチング支援等）  
koyou@pref.shizuoka.lg.jp